

## 平成 23 年第 3 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 104 号	受理年月日	平 23. 6. 22
件 名	30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書提出について		
結 果	平成 23. 10. 11 第 3 回定例会で採択		
付託委員会	環境文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。2 項＝教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、1 項＝少人数学級の推進については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が平成 23 年 4 月に改正され、小学校 1 年における 35 人以下学級が全国一律に開始された。また、小学校 2 年から 6 年及び中学校の学級編制についても、順次、改正の検討を行い、必要な措置を講ずることが同改正の附則に明記された。一方、本県においては、きめ細かな指導が行われるよう、18 年度から小学校 1 年及び 2 年における 30 人学級が実施されている。本市としては、国の動向を注視しながら、教職員のさらなる定数改善を図り、学校の教育体制を整備・充実させていく必要があると考えていることから、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期実施について、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会及び県市町村教育長会等を通じて国へ要望しているところである。</p> <p>2 項＝義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等とその水準の維持を保障する重要な制度であることから、今後とも堅持されるよう、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会及び県市町村教育長会等を通じて国へ要望しているところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。</p> <p>なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。</p>			